◎ 黒川改修はじまる
◎ 与板祭り行事内容決まる
◎ 火災予防診断を顧りみて
◎ 激増をつづける交通事故

よいた 町だより

（題字は町長内山大三筆）

No.13 昭和41年9月1日発行

発行・与板町役場
新潟県三島郡与板町大字与板甲163
電話・与板400
編集・"与板町だより"編集委員会
印刷・新潟プロセス印刷株式会社

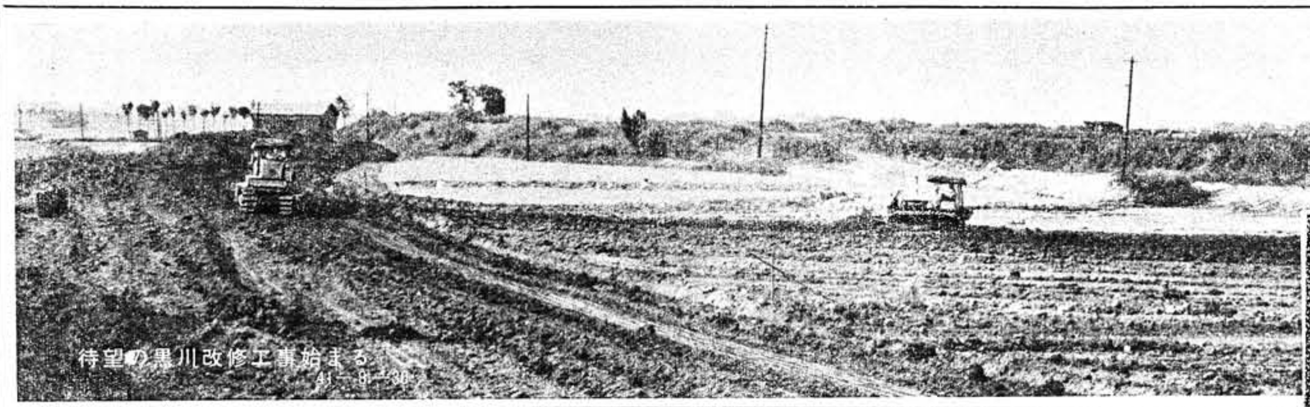
待望の黒川改修工事始まる 41―8―30

黒川改修起工式盛大に挙行

去る八月二日、亘県知事はじめ、国会議員諸氏をお迎えして、黒川改修起工式が盛大に挙行されました。

これにより工事も本格的にはじまり改修終了のあかつきには、与板町に多大な貢献がなされるものと期待されます。

これも関係者各位の惜しみないご支援と御協力によるものと厚くお礼申しあげます。

これにより与板町総合開発も一歩前進をみ、産業立町としての基盤も着々と整備され、明るい住みよい福祉町の建設が、期待できることとなりました。

農繁期及台風シーズンにおける防災体制

乾燥機

乾燥機は御承知の通り籾の水分を規定含有量にするためのものでありますが、ここでとりあげてみたいのは乾燥機は火を使用するということです。それも夜中や、昼間においては家人の留守、あるいは老人、子供が留守居の時に。

このように乾燥機は断続的ではありますが、昼夜家人の居ない時、あるいは寝ている時に使用されるという非常に危険な状態にあります。このような時に火災が起つたら大へんなことになります。

そこで乾燥機を使用される場合は次の五点に留意されるようおねがいいたします。

一、乾燥機の周囲には燃えやすいものをおかない。（特に干し物は危険です）
一、乾燥機を使用する場合は必ず見張人をおく
一、原則として夜半、見張人のない場合は使用しない。
一、油を燃料とした乾燥機にあつては、使用前に油送パイプの破損の有無をよく点検して油の漏れのないようにする。
一、乾燥機のそばには消火器、乾燥砂、水バケツ等の消火用具を備えておく。

台風

これから十月にかけていよいよ台風のシーズンとなります。何分にも相手は自然でありますのでこれを未然に防ぐという術は現在の科学ではありません。そこで私達は台風の被害を最少限度にくいとめるという準備体制をとらねばなりません。

その準備体制といたしましてはまず第一には確実な情報のキャッチであります。これはマスコミにより各家庭においても情報が得られると思いますが、警報、注意報等の重要気象情報は消防本部がPRにより町民の皆様にお伝えいたしますので注意してお聞きいただきたいと思います。

第二には家屋の補強であります。これは一番大切なことなので次の事項に十分御留意下さい。

一、窓、扉等の常時開閉するところは十二分に頑強に補強すること。
一、ガラス等は飛石による破壊を防ぐため、板等で覆つておく。
一、亜板葺屋根にあつては少しでもめくれた箇所があると台風時においては亜板が全部はがれ、なおかつ屋根全体が飛んでしまうというきわめて被害の大きくなる結果を生じますから今のうちに補修して下さい。

瓦葺屋根、石屋根にあつては、風により落ちたり、飛んだりしないよう、破損・ゆるみの箇所があるかないか、よく点検して下さい。

与板祭行事日程まとまる

（10月14日・15日・16日の3日間）

恒例の都野神社15日夜大祭は例年9月14日15日16日の三日間、盛大に行われてきましたが、今年から「与板祭」として10月14日15日16日の三日間に盛大に行なう予定です。

9月の農繁期を避けて、できるだけ多勢の方から御協賛をいただき、与板祭りは、町民全部の祭りとしていろいろ行事を企画致し、その概要も次の通りまとまりました。

与板祭行事内容

日程	行事		場所
10月/14日	みこし奉迎	12.00~16.00	都野神社
	登り屋台	6.30~	〃
	宣伝車	10.00~14.00	町内一円
	物産展示即売会	10.00~16.00	中央公民館
	ミス中越コンテスト 中学生ブラスバンド 舞踊	14.00~16.00	高島座
	現代名家美術展	10.00~16.00	朝日生命ホール
	名石展	〃	〃
	鼓笛隊パレード	14.00~16.00	市街地
	ダリア展	10.00~16.00	中央公民館
	錦鯉即売会	〃	都野神社
15日	みこし奉迎	12.00~16.00	都野神社
	登り屋台	18.30~	
	山車、仁和賀	10.00~17.00	午前―町部 午後―郊外部
	物産展示即売会	10.00~16.00	中央公民館
15日	現代名家美術展	10.00~16.00	朝日生命ホール
	名石展	〃	〃
	ダリア展	〃	中央公民館
	錦鯉即売会	〃	都野神社
	民謡流し	13.00~16.00	市街部
	日報アトラクション	――	――
16日	山車、仁和賀	10.00~17.00	市街部
	仮装大会		町内一円
	樽酒コンクール	13.30~19.00	都野神社
	物産展示即売会	10.00~16.00	中央公民館
	花嫁ファッションショウ	13.00~14.30	与板小学校西運動場
	舞踊	15.00~16.30	
	現代名家美術展	10.00~16.00	朝日生命ホール
	名石展	〃	〃
	ダリア展	〃	中央公民館
	錦鯉即売会	〃	都野神社

激増をつづける交通事故

最近の交通事情は交通戦争と呼ばれているように非常に切迫した状況下にあり、一日の猶予もできない重大な社会問題となつて世の話題をさらつています。

ちなみに昨年の交通事故発生件数は全国で四十二万件にも達しています。この内死亡事故件数も日清戦争の戦死者の数を上廻るという空前の数に達して誠に憂慮されるべき状態にあります。

又、最近ではマスコミに交通事故の痛ましいニュースが報じられ、昨年の事故件数を大きく上まわるのではないかと心配されているのが現況です。

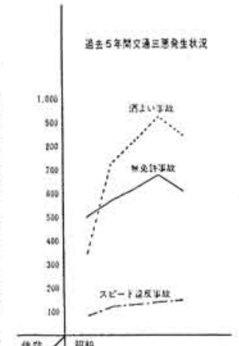

そこでこの状態を憂慮した県、町では交通安全宣言を行ない交通事故の根絶にヤッキとなつていますが、一向に成果も上がらず事故発生は増加の一途をたどつています。

しかし、この事故の状況を見ますと運転者の安全運転義務違反、スピード、酒酔い運転、無免許運転の違反が上位を占め全体の半数以上に昇つています。左の表は過去五年間の新潟県の交通三悪の発生状況ですが、やはり大変な高率になつています。しかし、ここに現われた数はほんの氷山の一角でしかありません。この他法の目をのがれて違反を重ねているものがこの何倍、何十倍あるかわかりません。この様な状態で交通事故が多発し、尊い人命が多く失なわれているという現状を見るなら、まさに人により起こされた＜人災＞といつても過言ではないでしょう。

交通規則は運転者、歩行者をしばるためにあるのではなく、交通事故を防ぎスムースな交通を行なうためにあるのです。規則を守れば事故発生を未然に防ぐことも可能でしょう。しかしこの交通規則を単なる規則で終わらしてはなりません。我々が生きてゆく上の作法と考えるべきです。

現代社会では交通問題を抜きにした生活は考えられません。交通規則を無視する者は人間社会を破かいしているという考えに立脚して厳罰に処すべきでしょう。

◆特別児童扶養手当法 S39・7・2制定

二十才未満の児童で左の病気又は不具の場合はその児童を養育している父母もしくは養育者に扶養手当が支給されます。（日本国籍を有する者のみ）

一、精神の発達が遅滞し日常生活に於て介護を必要とする者
二、両眼の視力の和が〇・〇四以下の者
三、両耳の聴力損失が九十デシベル以上の者
四、両上肢、両下肢の機能に著るしい障害がある者
五、両上肢の指の機能に著しい障害を有する者
六、座わる事が出来ない者（内科的疾患に基づく身体の障害を除く）

◆精神障害者通院医療費公費負担制度について S40・6・30制定

精神障害者が精神病院へ通院治療を受けている場合はその経費の二分の一は県費負担残り二分の一は国民健康保険と患者が半分づつ負担することになります。

具体的には治療費の四分の一が患者負担となります。

◆児童扶養手当法 S36・11・29制定

一、父母が婚姻を解消した児童
二、父が廃疾の状態にある児童
三、父の生死が明きらかでない児童
四、父の死亡により公的年金が受けられない児童
五、日本国籍であること

以上の様な児童を母、又は児童を養育している者には児童扶養手当が支給されます。但し母又は養育している者が前年に於いて二十四万円以上の所得がある人には支給が停止されます。

★自動税第二期分の納期限は十月三十一日迄です

火災予防診断を顧りみて

火事は消すものでなく出さないことであると云うことは今更言うまでもないことで、そのためには町民一人一人の自発的な注意と第三者よりの注意換起の方法がありますが、この度六月から八月にかけて主として農家の防火診断を実施してみたのでありますが、その結果について若干申し述べてみたいと思います。

先ず**煙突**の管理についてでありますが、一番目についたものが煙突の戸外への貫通部分、即ち木造物との接触部分の不完全なことであります。

全体の約四十%が不良という診断が出されました。煙突の亜板が直接木部に接触し、その部分が黒く焦げたり又、切りこみが不足で危険な状態にあるものが多くなつております。逆に申し上げれば木部の接触部分に眼鏡石がなかつたり又、煙突が石綿でできていないと云う点であります。

煙突の過熱からと云う火災原因のほとんどがこれに起因しております。

更に煙突の先に火の粉止めがないのが全体の約三十%近くあり、風の強い日など傍でみていてもはらはらすることがあります。特に家なみのこんでいる所では全く恐しいことです。僅かな費用でとりつけられるので全部がつけて頂きたいと思います。

次に**かまど**の管理についてでありますが、特に気をつけて頂きたいのが板壁とかまどの距離が非常に接近しておるということです。従つてこれが煙突と板壁との距離にも影響すると云うことになります。又、かまどの附近に以外と可燃物が散乱しておることであります。

かまどからの火災は最もこの原因が多くなつております。

このかまどに附随して注意しなければならないのが残火の処理であります。特に風呂釜のとり灰の後始末は、よくこれで火事にならないものだと思わせるものが相当にあります。釜の下は土間なり、コンクリートになつていますが、消え残りの灰などはほとんど釜口の下にかき出すだけで、他に処理をしている形跡がみうけられず、更にその灰の中に燃え残りの薪などをつっこんで火を消やした跡があり、その廻りには杉葉やたきつけなどが置いてあります。これはすぐに着火する恐れはないとしても、長時間中に他のものに燃え移る心配があります。又火消つぼの代用品として、半缶やなべ等を使つておる家も相当にみうけられますが金属は熱の伝導体で間接的な媒介物となる恐れのあることを充分御認識いただきたいと思います

続いて電気関係でありますがこれは最も多いのが**タコ足配線**であります。

誰にでもでき、そして便利なものですから電気の容量など考えずむやみと足を出している所が最近特に多くなつております。

しかし最近の安全器は規定量以上の電気が流れると自然に安全器がきれるようになつておりますので、昔のようにこれが因で火災になると云う事例は非常に少なくなつていますが、とにかく危険なことは云うまでもないことであります。

最後に**防火管理思想**と**消火設備**の点でありますが、私達も事ある毎にPRはしているつもりですが以外なことに火事のときはどこへ通報したらよいかと云うことについては老人層の殆んどが警察とか、近所の人にということで、消防本部へ通報することの知らない人が多いと云うことであります。数字の上では直ちに消防本部＜**一一九番**＞へ通話すると答えられた人が全体の三七%と云うことです。私達としても今後更に啓蒙して一人として知らない人がないようにしたいものと反省しております。

更に消火器又は消防用バケツなど、消火のための用具が常に備えられている家庭が全体の三二%であとの大半は初期防火に対する備えが全くないという現状であります。

又、消火器があつても家族の一部の人しかおき場所が判らず、使い方も奥さんとか、御主人しか判らないと云う家庭が案外多く見うけられました。

従つて第三者が火災を発見しても消火器がどこにあるのやら又、子供や老人が火を消そうとしても使い方が判らなかつたりで、折角あるものも宝の持ちぐされということになります。

以上申し上げましたがその結果から最も火災予防上注意しなければならない点、云い換えれば最も火災発生原因となる所に不備があり又、これに対する消火体制意欲の稀薄さがうかがわれるのではないでしょうか。

与板の殿様

牧野康成 (2)

直江山城守兼続が米沢に移つて十数年の空間があつた。この間幕府の直轄領として高田藩が治めていた。

牧野康成が藩主として与板に来たのは寛永十一年（一六三四）でした。

康成は長岡藩初代藩主牧野忠成の二男として生れ、分家するにあたり三島郡十三ヶ村（蓮華寺、中永、逆谷、阿弥陀瀬、宮沢、槇原、山沢、与板、中村、中田、藤井、瓜生、吉津）蒲原郡十七ヶ村（矢作、井田、走出、弥彦、松橋、石瀬、岩室、観音寺、麓、福島新田、米納津、雀森、次木、佐渡山、角見浜）合計三十ヶ村一万十八石を貰い受けた。

康成は分家してから二十四年目に初めて与板に引き移つた。それまでは本家の長岡城か江戸屋敷に住んでいた。この江戸屋敷は承応元年（一六五三）徳川幕府より江戸向柳原に御上屋敷として拝領したもので参勤交代の折はこの江戸上屋敷に住んでいた。

参勤交代は幕府の命により諸藩の藩主が幕府に仕えるため江戸に集められた。この時居住する所として幕府は上家敷を与えたものである。

康成も四十一才病気のため死亡するまで寛永十一年、同十三年、正保元年、同四年、慶安二年、同四年、承応二年、明暦元年と前後八回に渡り江戸屋敷に上つていた

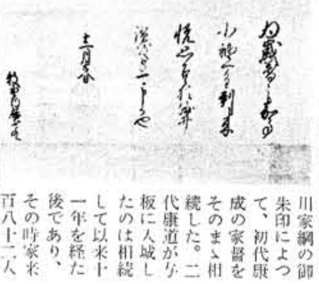

康成の奥方は生涯を江戸上屋敷で過し、与板には一度も来なかつた。

当時幕府は諸大名の奥方を江戸屋敷に人質として住いさせていた。

二代康道は江戸屋敷に生れ寛文四年四代将軍徳川家綱の御朱印によつて、初代康成の家督をそのまゝ相続した。二代康道が与板に入城したのは相続して以来十一年を経た後であり、その時家来百八十二人を引きつれ堂々の入城であつた。

三代を継ぐべき康道の長男康澄が病弱であり十六才で病歿した。このため本庄藩守宗資の三男康重を養子として迎え家督を相続させた。

元禄十五年牧野康重は五千石を増加し小諸城主を仰せつけられ十一月与板城を後に小諸城に引上げた。

寛永十一年与板に分家してから元禄十五年に至る六十九年間、牧野康成、康道、康重の三代にわたる与板藩主として与板町を治めたのである。

写真説明
三代将軍家光より与板藩主牧野内膳正康成宛書状

よい米をたくさん出荷しましょう

今年も収穫期がやってまいりました。台風も心配になりますが、作柄もいまぶんでは平年作に近いと発表されております。ことしは特に次のようなことに重点的に注意してよい米をたくさん出荷して下さい。

◦病害虫防除の徹底を図ろう

越ひかり、千秋楽等従来いもち病に強いと云われた中国系品種を発病させるC型菌が近年県下に広く発生しはじめてきましたので、今後充分注意しましょう。

◦適期刈取りを励行しよう

刈りおくれは胴割れ米、茶米、穂発芽米を出し著しく品質を落します。刈取りの適期は成熟期ころであります。成熟期は普通極早生出穂期後三〇～三五日、早生四〇日未満、中生は四〇日位、晩生は四五日位であります。一枚の田について適期に刈ることはできても計画が悪いと経営全面積について適期に刈ることは出来なくなることが多いので全作の品種について稲刈りの計画を樹てるよう心掛けましょう。

◦適正な乾燥に仕上げよう

近年乾燥機の普及によつて水分過多米は非常に少なくなりましたが反面過乾燥米が年々増加し昨年産米の東京回着米では水分十四%以下のものが五四・九%もありました。過乾燥米は胴割れ米の原因になつたり、品質を落し又重量が減り経済面からも非常に損失です。今年は乾燥に十分注意して良い米の出荷に努めましょう。

◦生わらの処理を徹底しよう

最近生籾脱穀が普及しその生わらがカッターで切断されて粗積されたものが春先水田に撒布されたりそのまゝ焼却されておりますが、試験成績の結果生わらの施用は堆肥施用よりずつと劣ります。やはり従来のように堆肥にして田に還元するように努めましょう。

昭和41年産米政府買入価格表

玄米（水稲）正味60kg（1俵）

等級＼期日	第1期 9月30日まで	第2期 10/1～10/11まで	第3期 10/12～10/20まで	第4期 10/21日以降
1等	7,336円	7,256円	7,176円	7,096円
2等	7,256	7,176	7,096	7,016
3等	7,176	7,096	7,016	6,936
4等	7,096	7,016	6,936	6,856
5等	6,896	6,816	6,736	6,656

＊もち米はこの外に加算額がつきます。

包装代

		円
かます	新	111
麻袋	(A)	156

三古地区に救急自動車が配属

（与板町に常備）

日本赤十字社新潟県支部から三古地区に救急車が配属されました。

この救急車は与板町に常備され三古地区の救急業務に従事することとなりました。

これにより救急車の使用範囲、経費等が規程されましたのでお知らせいたします。

◆救急車の使用範囲

一、災害救護、人命救助緊急傷害救助
一、一般車を使用できない事情にある傷病者の運搬
一、無料診療の実施
災害防止
一、警察、医療機関、赤十字社員の出動要請のあつた場合

又、赤十字精神の普及、管理者が特に必要と認めた赤十字事業の実施という緊急救護活動並びに赤十字事業実施の場合に限り使用が許可されます。

◆経費負担

救急自動車を使用する者は次の経費を負担していただくことに規程されました。

一、走行距離一キロメートル当り一〇円
一、運転者、添乗車の日当、旅費を支給条例により支払う。

～学校給食共同調理場から～

昭和41年度一学期分の給食実施状況は次のとおりです。残金については、今後の献立内容に役立てたいと思います。

月別＼学校別	小学校（944人）			中学校（640人）		
	総経費	実施回数	1人当り平均額	総経費	実施回数	1人当り平均額
	円	回	円	円	回	円
4	389,432	14	29.47	364,193	16	35.51
5	607,003	20	32.15	517,259	19	42.47
6	644,066	21	32.49	557,625	20	43.50
7	605,951	16	40.12	519,761	15	54.14
計	2,246,452	71	33.52	1,958,838	70	43.72

給食費1人当り収支状況

学校別	小学校	中学校
徴収金	月 650×4＝2,600円	月 800×4＝3,200円
実施金額	33.52×71＝2,380	43.72×70＝3,060
差引残	220	140

永久選挙人名簿の追加登録のせいど

昭和四十一年に限り、永久選挙人名簿移行後の追加登録を認めることになりました。

九月三十日に確定する名簿に登録される資格のなかつた者（六月二十日現在で三ヶ月の住所要件がなかつた者、又は九月三十日で満二十才に達しなかつた者）は、**十月十日迄**に申し出をすれば、追加されることになりますからご承知下さい。

この機会に登録されませんと明年三月三十日まで失格になりますのでご注意下さい。

追加登録申出された者の縦覧期間は、十月十五日から二十四日迄で、登録は十一月一日となります。

十月十日迄に、満二十才に達する者も含まれました。